

令和2年度 第2回 県庁舎問題検討会 概要

【討議事項】

- ア 県庁舎に係る課題に関すること
- イ 県庁舎の在り方の検討に関すること

- 事務局から資料1～資料4に基づき説明した。

【質疑応答】

- 庁内アンケートの結果について

- ・ 庁舎の廊下の明るさの確保について質問があり、事務局から、運用面で解決できるように調整したいとの回答があった。

- 民間企業の先進的なオフィスの事例について

事務局から以下のとおり報告があった。

- ・ 民間企業では、ペーパーレスの意識が徹底されている。ペーパーレス化することでオフィス内にスペースを生み出し、有効活用していた。
- ・ 基本的にフリーアドレスを導入しており、出社率は30～50%程度になっている。県庁においても、出社前提の対面型の仕事のやり方が変わってくる可能性があると考えられる。

- デジタル化が進展した場合に想定される県庁舎の執務室について

- ・ テレワークについて実施したアンケートの結果から、「コミュニケーションが難しい」「書類がないため在宅で仕事ができない」という課題が浮かび上がり、新しい働き方はデジタル化の進行と密接に関連があることがわかったと人事課から説明があった。
- ・ 新型コロナウイルス感染防止や執務室の密回避のため、サテライトオフィスの利用が増えている状況であると改革推進課から説明があった。
- ・ 共有の打ち合わせスペースについて、「隣の課であれば打ち合わせスペースを共有で使えるのではないかと」の意見があった一方で、「課の業務内容によってはオープンに打ち合わせできる案件ばかりではないため、完全に打ち合わせスペースを共有するのは難しいのではないかと」などの議論が行われた。

- ・ リモートワークが進展した場合の本庁舎の在り方について意見交換を行い、「リモートワークが進展した場合には在席率を抑えたオフィスを検討しなければならない」、「庁舎で対応しなければならない仕事もあるが、それ以外でリモートワークを進めていく余地があるのではないか」などの意見があった一方で「仕事が様々なので、リモートワークに対応できる部署できない部署があるのではないか」「デジタル弱者とよばれる方たちもいるので、一定数の職員数は確保しなければならない」などの議論が行われた。